

旧上高井郡役所料金表

区分		使 用 料					
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
市民交流室 1	A	600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円
	B	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400
市民交流室 2	A	600	800	800	1,400	1,600	2,200
	B	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400
会議室	A	300	400	400	700	800	1,100
	B	600	800	800	1,400	1,600	2,200
多目的ホール 1	A	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400
	B	2,400	3,200	3,200	5,600	6,400	8,800
多目的ホール 2	A	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
	B	1,800	2,400	2,400	4,200	4,800	6,600
市民交流室をギャ ラリーとして使用 する場合	A	1室1日(午前9時から午後10時まで) 2,000円					
	B	1室1日(午前9時から午後10時まで) 4,000円					

A 使用者が、入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収しないで使用する場合

B 使用者が、入場料等を徴収して使用する場合又は営利を目的とする場合

市民以外の者(須坂市内に勤務する者を除く。)が使用する場合は、規定使用料の1.5倍を徴収する。

(2) 冷暖房 1台1時間につき 100円

減免規定 (1) 市が使用するとき 100分の100

(2) 市が国、県又は他の地方公共団体等と共同して使用するとき 100分の100

(3) 市内の団体が交流及び生涯学習の推進に使用するとき 100分の50。ただし、条例別表第2号に規定する冷暖房の使用料は減免の対象としない。

(4) その他市長が特別の理由があると認めるとき 市長が定める率